

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	30,374,335 千円	1,097,664 千円	4,405,945 千円	14.5%	14.9%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 627,620 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	562人	2,178,670 千円	762,546 千円	1,004,891 千円	3,946,107 千円	7,022 千円	6,563 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

##### イ 特記事項

なし

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	46.8歳	394,560円	545,922円
政令指定都市平均（水道事業）	46.5歳	360,132円	546,044円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（令和4年度）		1人当たり平均支給額（令和4年度）	
1,788,062円		1,749,798円	
（令和4年度支給割合）		（令和4年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40月分	2.00月分	2.40月分	2.00月分
（1.35月分）	（0.95月分）	（1.35月分）	（0.95月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	

・管理職加算 管理職手当の月額	・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額
-----------------	------------------------------------

(注1) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### イ 退職手当 (令和5年4月1日現在)

区 分		水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
	勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
	勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月	47.709月
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額		令和4年度 1,826万円		令和4年度 2,030万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### ウ 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)		364,223千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)		648,084円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
川崎市	16%	562人	16%

#### エ 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給総額 (令和4年度決算)		9,093千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)		34,840円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度)		36.08%		
手当の種類 (手当数)		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	職員 (下水道部の職員を除く。) が次の作業に従事したとき (同日中に従事した作業が災害応急作業等派遣手当の支給の対象となるときを除く。) 1 交通を遮断することなく行う道路上の作業 2 配水塔内、沈でん池等の清掃作業 3 高熱物を取り扱う作業、高圧電気設備点検その他これに類する作業 4 マンホール内その他狭あいな場所での点検、調査等の作業 5 高所の足場が不安定な場所での点検、調査等の作業		9,093千円	従事した日1日につき 甲額 300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給 単価
	職員（下水道部の職員を除く。）が次の作業に従事したとき（同日中に従事した作業が危険作業手当（水道事業及び工業用水道事業）甲額及び災害応急作業等派遣手当の支給の対象となることを除く。）。			従事した日1日につき 乙額 280円
	1 浄水薬品注入設備の点検（目視のみによる場合を除く。）、洗浄等の作業			
	2 水道水質課又は浄水課の毒物若しくは劇物を使用した試験若しくは検査又は病原性微生物検査の作業			
交替勤務手当	水道整備課、第2配水工事事務所、第3配水工事事務所、水運用センター及び浄水課の交替制勤務職員が夜間勤務（午後4時30分から翌日の午前9時まで）に従事したとき。			夜勤1回につき 950円
用地等折衝業務手当	職員が土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事したとき。			従事した日1日につき 140円
災害応急作業等派遣手当	災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害が発生した国内の本市の区域以外の地域（以下「災害発生地域」という。）に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業の業務（本市と当該災害発生地域との間及び当該災害発生地域における車両等の運転の業務を含む。）に従事したとき（当該災害発生地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受けるときを除く。）。			従事した日1日につき 910円（ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事したときは、1,820円）

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	198,721千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	376,544円
支給実績（令和3年度決算）	194,607千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	363,978円

（注1） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度（令和3年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

#### カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 7,000円</li> <li>・子 10,000円</li> <li>・父母等 7,000円</li> <li>・15歳以上22歳未満の加算 5,000円</li> </ul>	同じ	—	65,246千円	244,290円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 31歳未満 25,200円</li> <li>・ 31歳以上40歳以下 16,500円</li> <li>・ 41歳以上 10,000円</li> </ul>	同じ	—	17,087千円	206,800円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。</li> <li>・ 自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円</li> <li>・ 併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。</li> </ul>	同じ	—	67,754千円	128,911円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	14,369千円	248,809円
管理職手当	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて73,700円～111,300円	同じ	—	32,095千円	972,582円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	6,487,871千円	582,994千円	632,219千円	9.7%	9.62%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 37,213千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	76人	284,478 千円	87,474 千円	124,223 千円	496,175 千円	6,529 千円	6,644 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	45.8歳	376,450円	501,350円
政令指定都市平均（工業用水道事業）	46.3歳	371,257円	552,537円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,634,513円		1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,749,798円	
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 （1.35月分） 勤勉手当 2.00月分 （0.95月分）		（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 （1.35月分） 勤勉手当 2.00月分 （0.95月分）	
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額		（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～	

	15%に相当する額
--	-----------

(注1) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

区 分		工業用水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
	勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
	勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月	47.709月
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		令和4年度 1,977万円		令和4年度 2,030万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		47,331千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		622,773円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	16%	76人	16%

#### エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給総額（令和4年度決算）		995千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		29,264円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		36.06%		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給 単価
危険作業手当	職員が次の作業に従事したとき（同日中に従事した作業が災害応急作業等派遣手当の支給の対象となることを除く。）。	1 交通を遮断することなく行う道路上の作業 2 配水塔内、沈でん池等の清掃作業 3 高熱物を取り扱う作業、高圧電気設備点検その他これに類する作業 4 マンホール内その他狭あいな場所での点検、調査等の作業 5 高所の足場が不安定な場所での点検、調査等の作業	995千円	従事した日1日につき 甲額 300円
	職員が次の作業に従事したとき（同日中に従事した作業が上記の危険作業手当及び災害応急作業等派遣手当の支給の対象となることを除く。）。			従事した日1日につき 甲額 280円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給 単価
	1 浄水薬品注入設備の点検（目視のみによる場合を除く。）、洗浄等の作業 2 水道水質課又は浄水課の毒物若しくは劇物を使用した試験若しくは検査又は病原性微生物検査の作業			
交替勤務手当	水道整備課、第2配水工事事務所、第3配水工事事務所、水運用センター及び浄水課の交替制勤務職員が夜間勤務（午後4時30分から翌日の午前9時まで）に従事したとき。			夜勤1回につき 950円
用地等折衝業務 手当	職員が土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事したとき。			従事した日1日につき 140円

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	14,404千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	204,319円
支給実績（令和3年度決算）	12,420千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	179,347円

（注1） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度（令和3年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

#### カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 7,000円</li> <li>・子 10,000円</li> <li>・父母等 7,000円</li> <li>・15歳以上22歳未満の加算 5,000円</li> </ul>	同じ	—	5,677千円	196,323円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・31歳未満 25,200円</li> <li>・31歳以上40歳以下 16,500円</li> <li>・41歳以上 10,000円</li> </ul>	同じ	—	3,272千円	206,800円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。</li> <li>・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円</li> <li>・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。</li> </ul>	同じ	—	9,247千円	138,525円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	1,728 千円	191,967 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて 73,700円～111,300円	同じ	—	5,662 千円	943,600 円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	39,746,100 千円	2,068,001 千円	2,876,885 千円	7.2%	7.37%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 805,032 千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	419人	1,534,707 千円	575,649 千円	739,089 千円	2,849,445 千円	6,801 千円	6,641 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	43.6歳	369,691円	520,044円
政令指定都市平均（下水道事業）	45.9歳	360,109円	552,561円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,763,936円		1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,749,798円	
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （1.35月分）		（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （1.35月分）	
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額		（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～	

	15%に相当する額
--	-----------

(注1) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

区 分		下水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
	勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
	勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月	47.709月
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		令和4年度 2,153万円		令和4年度 2,030万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		257,229千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		613,911円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	16%	419人	16%

#### エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給総額（令和4年度決算）		11,226千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		68,453円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		32.77%		
手当の種類（手当数）		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する支給 単価
滞納整理手当	下水道使用料担当の職員が下水道使用料の滞納整理等のため出張して行う滞納者等との折衝の業務に従事したとき。		11,226千円	従事した日1日につき 300円
夜間特殊業務手当	水処理センター（麻生水処理センターを除く。）の職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる設備の保守、管理等にかかわる緊急の対応の業務に従事したとき。			従事した日1日につき 650円
汚泥処理業務等 手当	入江崎総合スラッジセンター設備系の職員が汚泥等に接触してその処理を行う業務に従事したとき。			従事した日1日につき 甲額 750円

	職員（下水道部の職員を除く。）が次の作業に従事したとき（同日中に従事した作業が危険作業手当（水道事業及び工業用水道事業）甲額及び災害応急作業等派遣手当の支給の対象となることを除く。）。 1 浄水薬品注入設備の点検（目視のみによる場合を除く。）、洗浄等の作業 2 水道水質課又は浄水課の毒物若しくは劇物を使用した試験若しくは検査又は病原性微生物検査の作業		従事した日1日につき 乙額 500円
危険作業手当	下水道部の職員が地上又は水面上 10メートル以上の足場が不安定な箇所において行う業務に従事したとき。		従事した日1日につき 甲額300円
	下水道水質課の職員が毒物又は劇物を使用した試験又は検査の業務に従事したとき（同日中に従事した業務が汚泥処理業務等手当乙額の支給の対象となることを除く。）。		従事した日1日につき 乙額140円

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	154,815千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	396,114円
支給実績（令和3年度決算）	144,556千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	371,529円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度（令和3年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

#### カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 （令和4年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和4年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 7,000円 ・子 10,000円 ・父母等 7,000円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ	—	42,738千円	241,460円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	・31歳未満 25,200円 ・31歳以上40歳以下 16,500円 ・41歳以上 10,000円	同じ	—	17,219千円	206,800円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は 55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,000円～31,600円 ・併用の場合は 55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	56,194千円	143,018円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	8,759 千円	132,215 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて 73,700円～111,300円	同じ	—	30,125 千円	971,768 円

(4) 自動車運送事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	8,670,028 千円	168,788 千円	3,259,640 千円	37.6%	39.2%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	452 人	1,653,617 千円	888,080 千円	717,943 千円	3,259,640 千円	7,212 千円	6,686 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
自動車運送事業	51.6歳	362,617円	495,576円
政令指定都市平均（バス事業）	49.3歳	330,684円	554,657円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

（うちバス事業運転手）

区分	公 務 員				民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
川崎市	52.0歳	325人	358,602円	490,089円	バス運転者	51.2歳	431,500円	1.13
政令指定都市平均	49.7歳	565人	321,224円	544,931円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
川崎市	5,881,068円	5,178,500円	1.13

(注1) 民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用しています。（令和2年～令和4年の3ケ年平均）

(注2) 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(注3) 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含みます。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

自動車運送事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（令和4年度）		1人当たり平均支給額（令和4年度）	
1,557,360円		1,749,798円	
（令和4年度支給割合）		（令和4年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40月分	2.00月分	2.40月分	2.00月分
（1.35月分）	（0.95月分）	（1.35月分）	（0.95月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額		・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額	

(注1) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

区分	自動車運送事業		普通会計関係		
	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	
支給率	勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
	勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
	勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月	47.709月
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
定年前早期退職者に対する加算措置	退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。		
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額	令和4年度 1,719万円		令和4年度 2,030万円		

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		275,694千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		598,034円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	16%	461人	16%

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給総額（令和4年度決算）		14,406千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		43,523円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		71.8%		
手当の種類（手当数）		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する支給 単価
中休手当	常時乗合自動車に乗務する職員	中休勤務に従事したとき	14,406千円	10分につき25円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	473,577千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	1,066,615円
支給実績（令和3年度決算）	556,116千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	1,206,325円

（注1） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度（令和3年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 （令和4年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和4年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 7,000円</li> <li>・子 10,000円</li> <li>・父母等 7,000円</li> <li>・15歳以上22歳未満の加算 5,000円</li> </ul>	同じ	—	54,192千円	197,062円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・31歳未満 25,200円</li> <li>・31歳以上40歳以下 16,500円</li> <li>・41歳以上 10,000円</li> </ul>	同じ	—	10,032千円	149,731円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。</li> <li>・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円</li> <li>・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。</li> </ul>	同じ	—	30,313千円	75,218円
夜間勤務	正規の勤務時間と	勤務1時間当たりの	同じ	—	14,589千円	43,163円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
手当	して、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）				
管理職手当 （国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 73,700円～132,600円	同じ	—	15,277千円	1,018,467円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時若しくは緊急の必要等により勤務した場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。	役職・勤務時間等に応じて6,000円～ 12,000円	同じ	—	0千円	0円

## (5) 病院事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	36,427,421 千円	1,321,239 千円	16,569,074 千円	45.5 %	46.5 %

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 36,685 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	1,465人	6,026,656 千円	2,674,136 千円	2,390,627 千円	11,091,419 千円	7,571 千円	7,362 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

#### イ 特記事項

なし

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

	職種	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	医師	39.3歳	473,672円	1,356,395円
	看護師	35.9歳	306,403円	582,704円
	事務職員	48.4歳	341,168円	661,662円
政都 令市 指平 定均	医師	41.7歳	561,648円	1,376,887円
	看護師	38.9歳	300,324円	492,941円
	事務職員	45.3歳	359,317円	568,224円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

病院事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（令和4年度）		1人当たり平均支給額（令和4年度）	
1,459,865円		1,749,798円	
（令和4年度支給割合）		（令和4年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40月分	2.00月分	2.40月分	2.00月分
（1.35月分）	（0.95月分）	（1.35月分）	（0.95月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職加算 5～20%</li> <li>・管理職加算 管理職手当の月額</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職加算 5～20%</li> <li>・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額</li> </ul>	

（注1）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

区 分	病院事業		普通会計関係		
	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	
支給率	勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
	勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
	勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月	47.709月
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
定年前早期退職者に対する加算措置	退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。		
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額	令和4年度 1,860万円		令和4年度 2,030万円		

（注1）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		970,468千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		562,264円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	16%	2,098人	16%

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給総額（令和4年度決算）		904,484千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		643,761円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		81.0%			
手当の種類（手当数）		15種類			
手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給 単価
医務等従事手当	(1)	病院局に勤務する助産師及び看護師(准看護師を含む。以下同じ。)		904,484千円	月額8,000円
	(2)	病院に勤務する栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ師及び視能訓練士並びに社会福祉職及び心理職のうち医療社会事業の業務に従事する職員			月額2,000円
夜間看護手当		病院に勤務する助産師及び看護師	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき		勤務1回につき 7,200円 ただし、その勤務に含まれる深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)における勤務時間が2時間以上6時間未満の場合は4,500円とし、2時間未満の場合は3,600円とする。
感染症病原体接触手当	医師		感染症病棟患者の診療の業務又は感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務		従事した日1日につき 140円 ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない
	看護師		感染症病棟患者の看護業務		
	臨床検査技師		感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務又は当該試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務		
	臨床工学技士		感染症病棟患者の診療等に使用する生命管理維持装置の操作等の業務		
	ハウスキーパー及び業務職		感染症の病原体により汚染され、若しくは汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務又は感染症病棟内の清掃若しくは感		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給 単価
		感染症棟患者の着衣類若しくは汚物の消毒の業務		
精神病患者等入院業務手当	精神病患者の入院又は感染症患者の入院のための移送に係る業務に従事する職員	精神病患者の入院又は感染症患者の入院のための移送に係る業務		1件につき140円
放射線接触手当	放射線を人体に対して照射する業務等に従事する職員	放射線を人体に対して照射する業務等		従事した日1日につき250円 ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない
救急患者診療手当	(1) 病院に勤務する医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）	夜間休日（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までを除く時間帯をいう。以下同じ。）における救急車等で搬送された救急の外来患者の診療に従事したとき		1件につき2,000円 ただし、緊急入院手当が支給される時、又は分娩手当が支給される時は、支給しない
	(2) 病院に勤務する医師等（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）	夜間休日における救急車等で搬送された患者を除く救急の外来患者の診療に従事したとき		1件につき500円 ただし、緊急入院手当が支給される時、又は分娩手当が支給される時は、支給しない
緊急入院手当	(1) 病院に勤務する医師等（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）	救急の外来患者の診療に従事し、当該診療に係る患者の入院の決定を行ったとき（当該患者の緊急入院受入れ（夜間休日における入院の受入れをいう。以下同じ。）が行われた場合に限る。）		1件につき5,000円 ただし、分娩手当が支給される時は、支給しない
	(2) 病院に勤務する医師等（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）	緊急入院受入れを行ったとき		1件につき5,000円 ただし、分娩手当が支給される時は、支給しない
待機手当	ア 病院に勤務する医師等（病院長が別に定める診療科等に勤務する職員に限る。）	次に掲げる区分に従い、緊急の診療、処置又は手術に対応するために自宅等において待		1回につき2,000円

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給 単価
	イ	病院に勤務する看護師、診療放射線技師及び臨床工学技士(病院長が別に定める診療科等に勤務する職員に限る。)	機をしたとき ア 午後5時から翌日の午前8時30分まで イ 午前8時30分から午後5時まで(日曜日及び土曜日並びに休日に限る。)		1回につき500円
分娩手当		病院に勤務する医師(複数の医師が従事した場合にあっては、主として従事した医師に限る。)	分娩業務に従事したとき		1件につき10,000円 ただし、多胎分娩の場合は、1件とする
管理職員診療等業務手当		病院に勤務する医師等(管理職員に限る。)	正規の勤務時間外又は休日等に診療その他の管理者が別に定める業務に従事したとき		1時間につき5,000円
時間外緊急手術手当	(1)	病院に勤務する医師等(複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。)	次に掲げる区分に従い、緊急の手術又は処置(以下「緊急手術等」という。)(診療報酬点数1,000点未満の処置を除く。)を行ったとき。 ア 開始時間が午後6時から翌日の午前7時59分まで イ 開始時間が午前8時から午後5時59分まで(日曜日及び土曜日並びに休日に限る。)		ア 診療報酬点数が30,000点以上の場合 25,000円 イ 診療報酬点数が10,000点以上30,000点未満の場合 12,000円 ウ 診療報酬点数が5,000点以上10,000点未満の場合 6,000円 エ 診療報酬点数が1,000点以上5,000点未満の場合 3,000円 オ 診療報酬点数が1,000点未満の場合 1,500円
	(2)		次に掲げる区分に従い、緊急手術等を行ったとき。 ア 開始時間が午後6時から翌日の午前7時59分まで イ 開始時間が午前8時から午後5時59分まで(日曜日及び土曜日並びに休日に限る。)		ア 診療報酬点数が30,000点以上の場合 15,000円 イ 診療報酬点数が10,000点以上30,000点未満の場合 6,000円 ウ 診療報酬点数が5,000点以上10,000点未満の場合 3,000円 エ 診療報酬点数が1,000点以上5,000点未満の場合 1,500円
	(3)		次に掲げる区分に従い、緊急手術等に伴う麻酔を行ったとき。 ア 開始時間が午後6時から翌日の午前7時59分まで イ 開始時間が午前8時から午後5時59分まで		診療報酬点数が30,000点以上の場合 15,000円 イ 診療報酬点数が10,000点以上30,000点未満の場合 6,000円 ウ 診療報酬点数が5,000点以上10,000点

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給 単価
		で（日曜日及び土曜日並びに休日に限る。）		未満の場合 3,000円 エ 診療報酬点数が1,000点以上5,000点未満の場合 1,500円
看護職員処遇改善手当	病院局に勤務する助産師及び看護師。ただし、専ら職員の福利厚生業務に従事する場合を除く。			月額12,000円
救急医深夜勤務手当	病院の救命救急センター又は救急科に所属する医師等	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる診療等の業務に従事したとき		勤務1回につき12,000円。ただし、その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間以上6時間未満の場合は8,000円とし、2時間未満の場合は6,000円とする。
新型コロナウイルス感染症対応特別手当	病院に勤務する医師（あらかじめ病院長が危険かつ困難な業務に従事すると認めた者に限る。）	新型コロナウイルス感染症対応病棟の患者の診療業務に従事したとき		従事した日1日につき3,000円。ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない。
	病院に勤務する看護師（あらかじめ病院長が危険かつ困難な業務に従事すると認めた者に限る。）	新型コロナウイルス感染症対応病棟の患者の看護業務に従事したとき		
	上記に掲げる者以外の職員	新型コロナウイルス感染症対応病棟において、患者と直接対応する業務		
新型コロナウイルス感染症対応手当	看護師	新型コロナウイルス感染症対応病棟において、患者と直接対応する業務及び病院長の指定する外来（救急センターを含む。）における看護の業務に従事したとき		従事した日1日につき1,000円。ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない。
	臨床検査技師	新型コロナウイルス感染症対応病棟の患者の検査の業務及び病院長の指定する外来における検体採取の業務に従事したとき		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給 単価
	診療放射線技師	新型コロナウイルス感染症対応病棟の患者の検査の業務に従事したとき		
	臨床工学技士	新型コロナウイルス感染症対応病棟において、患者に使用する生命管理維持装置の操作等の業務に従事したとき		
	業務職	新型コロナウイルス感染症対応病棟において、看護補助業務、患者の使用した器具等の洗浄の業務、病室等の清掃業務又は着衣類若しくは汚物の消毒の業務に従事したとき		
	上記に掲げる者以外の職員	新型コロナウイルス感染症対応病棟において、患者と直接対応する業務に従事したとき		

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	1, 213, 162千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	978, 356円
支給実績（令和3年度決算）	1, 248, 643千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	1, 014, 332円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注2) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度（令和3年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難と認められる職で川崎市病院局企業職員初任給調整手当支給規程に定める者に支給する。	208,900円の範囲内	異なる	期間及び月額	470,911千円	1,585,561円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 7,000円</li> <li>・子 10,000円</li> <li>・父母等 7,000円</li> <li>・15歳以上22歳未満の加算 5,000円</li> </ul>	同じ	—	71,648千円	238,034円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・31歳未満 25,200円</li> <li>・31歳以上40歳以下 16,500円</li> <li>・41歳以上 10,000円</li> </ul>	同じ	—	99,560千円	259,273円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。</li> <li>・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円</li> <li>・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。</li> </ul>	同じ	—	208,697千円	138,946円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額×100分の25×勤務時間（実働時間）	同じ	—	144,316千円	176,858円
宿日直手当	宿日直をした場合に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師又は歯科医師 勤務1回につき40,000円。ただし、9時間以下の宿直勤務又は日直勤務については、20,000円</li> <li>・その他の職員 勤務1回につき4,400円（特殊な業務の場合は6,100円）</li> <li>ただし、5時間以下の勤務については、2,200円（特殊な業務の場合は3,050円）</li> </ul>	異なる	医師又は歯科医師への手当が追加	0千円	0円
管理職手当 （国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、73,700円～145,100円	同じ	—	156,398千円	1,101,400円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時若しくは緊急の必要等に	役職・勤務時間等に応じて8,000円～12,000円（ただし、勤務時間が4時間以下の場合は	同じ	—	60千円	60,000円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
	より勤務した場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。	その金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額)				